

大阪市水道局告示第32号

平成19年大阪市水道局告示第37号（情報通信の技術を利用する方法により行う行政
手続等）は、廃止する。

令和8年5月29日

大阪市水道局長 坂本 篤 則

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

（水道局総務部管財課）